

平成29年度 第2回

明 石 市 国 民 健 康 保 險
運 営 協 議 会

開催日時 平成29年11月10日(金)午後1時30分～

開催場所 明石市役所 議会棟 第3委員会室

会 議 次 第

1 会長あいさつ

2 市民生活局長あいさつ

3 会議録署名委員の指名について

4 報告事項

報告事項1 平成29年度医療費適正化の取り組みについて

報告事項2 平成30年度の保険料率案のシミュレーションについて

5 協議事項

協議事項 普通徴収に係る国民健康保険料の納期の変更について

報告事項 1 平成29年度医療費適正化の取り組みについて

★保険者努力支援制度（前倒し分）・・・取組成果に応じ国が特別調整交付金を交付

1 給付適正化の取り組みについて

- (1) 診療報酬明細書（レセプト）点検の充実強化 ★
 - ・業者委託による自動点検システムを導入し過誤分の発見に注力
- (2) 不当利得による返還金の徴収強化
 - ・喪失後受診に関し保険者間調整を活用し精算事務を強化
- (3) 第三者行為にかかる求償事務の充実強化 ★
 - ・関係機関や被保険者へ届出履行について周知啓発し、求償事務を強化
- (4) 柔道整復療養費の支給の適正化
 - ・医療費通知や実態アンケートを該当世帯へ通知し、疑義分の発見に注力
- (5) 海外療養費の支給の適正化
 - ・国保連合会に審査委託し、不正請求防止を強化

2 医療費節減の取り組みについて

- (1) 人間ドック検診費用の助成
 - ・35歳以上被保険者の健診費用約7割分を助成 600人募集
- (2) 医療費通知の充実強化 ★
 - ・国保連合会委託により、受診世帯を対象に年6回通知
- (3) 後発医薬品（ジェネリック医薬品）使用の啓発強化 ★
 - ・後発医薬品差額通知書の送付、ジェネリック希望カード・同シールを配布
- (4) レセプトデータを活用した訪問指導、健康教育・健康相談の実施 ★
 - ・生活習慣病の予防や適切な医療受診を呼びかける教室を実施
- (5) 適正受診・健康づくり啓発のためのパンフレット等の配布
 - ・国保ガイドや適正受診パンフレット等を被保険者に配布

3 保健事業の主な取り組みについて

(1) 特定健康診査・特定保健指導の実施 ★

生活習慣病の予防・改善を目的に特定健診と特定保健指導を実施

① 健康診査（健康まもりタイ健診）受診率向上の取り組み

ア 健診実施機関の安定確保、集団健診会場の拡大（出前健診・新規会場開拓）

イ 未受診者へ勸奨ハガキを9・12月に送付、過去5年以内受診者へ電話勸奨

② 健康診査（健康まもりタイ健診）のフォローアップ

生活習慣改善の助言を行う「健診結果説明会」を保健センター等で実施し、今年度からは集団健診対象者へも健診結果を原則本人へ手渡し

③ 特定保健指導利用率向上の取り組み

生活習慣病予備群の方に対し、「健診結果説明会」と同日に保健指導を実施

④ 特定健診受診率・特定保健指導利用率の実績

区分	特定健康診査（法定報告）			特定保健指導（法定報告）		
	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	利用者数	利用率
26年度	48,377人	12,747人	26.3%	1,371人	562人	41.0%
27年度	47,466人	12,606人	26.6%	1,364人	576人	42.2%
28年度◆	45,619人※	12,790人	28.0%	1,388人	508人	36.6%

◆29年9月末現在(11月中に確定予定)

(2) 第2期データヘルス計画（及び第3期特定健康診査実施計画）の策定 ★

① 第2期データヘルス計画の策定について

- ・計画概要・・・健康・医療情報を活用して、P（計画）D（実施）C（評価）A（改善）サイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための計画

- ・計画期間・・・平成30年度から平成35年度までの6年間（第2期）

- ・計画内容・・・健康・医療情報等を分析し、健康課題の抽出、目標、保健事業の内容、計画の評価・見直し方法などを確定

- ・進捗状況・・・レセプト情報等を用いて詳細に分析し、保険者の特性や地域の健康課題を把握しながら、効果的な保健事業計画を検討

② 第3期特定健康診査実施計画の策定について

- ・計画概要・・・生活習慣病を予防し、生活の質の維持・向上を図り、医療費の適正化に向けて取り組むための計画

- ・計画期間・・・平成30年度から平成35年度までの6年間（第3期）

- ・計画内容・・・特定健康診査の受診率向上及び特定保健指導の実施率向上に向けた基本的な実施方法や目標を確定

- ・進捗状況・・・第2期データヘルス計画の内容を踏まえ、利用しやすい特定健康診査や保健指導の実施方法等を検討

報告事項 2

第3回試算結果に基づく平成30年度の保険料率（案）のシミュレーションについて

平成30年1月の納付金確定後の検討課題となる保険料算定方式の変更に伴う影響の緩和措置をイメージしていただくため、都道府県単位化後における国民健康保険料の第3回試算結果（本年夏に実施）に基づき、保険料率（案）のシミュレーションを実施しました。

1. 留意点

(1) 第3回試算は前年度の情報がベースとなっており、追加公費の一部が反映されていないため、今回のシミュレーションの結果は変動する可能性がある。

⇒繰越金の活用等による緩和措置の規模や年限については、納付金確定後の平成30年1月に改めて検討を行う予定。

(2) シミュレーションでは、納付金方式の導入に伴う賦課総額への影響のほか、以下の2点を踏まえ、大半の被保険者に急激な負担が発生しないよう配慮した保険料率（案）を設定した。

①資産割の廃止を前提とする。

②想定される標準保険料率の水準と現行の保険料率の水準との乖離を是正するため、医療給付費分を引き下げ、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分（40～64歳が対象）を引き上げる（配分の見直しを行う）必要がある。

2. 保険料率（案）

【現行料率】

H29	所得割	資産割	均等割	平等割
医療	7.25%	13.00%	¥30,360	¥24,720
支援	1.65%	5.00%	¥7,560	¥5,760
介護	1.77%	1.80%	¥9,000	¥5,880

【A案】

支援分・介護分の上昇による影響（特に中・高所得者層への影響が過大となる点）を医療分（応益割）の引き下げ幅を減らすことにより緩和する案

H30	所得割	資産割	均等割	平等割
医療	6.76% (▼0.49%)	0.00% (▼13.00%)	¥27,600 (▼¥2,760)	¥23,300 (▼¥1,420)
支援	2.22% (↑0.57%)	0.00% (▼5.00%)	¥10,300 (↑¥2,740)	¥7,200 (↑¥1,440)
介護	2.18% (↑0.41%)	0.00% (▼1.80%)	¥9,400 (↑¥400)	¥5,900 (↑¥20)

【B案】

繰越金のうち2.6億円を緩和措置に活用し、資産割の廃止による影響を緩和する案

H30	所得割	資産割	均等割	平等割
医療	6.30% (▼0.95%)	0.00% (▼13.00%)	¥27,290 (▼¥3,070)	¥19,250 (▼¥5,470)
支援	2.40% (↑0.75%)	0.00% (▼5.00%)	¥10,300 (↑¥2,740)	¥7,270 (↑¥1,510)
介護	2.18% (↑0.41%)	0.00% (▼1.80%)	¥10,000 (↑¥1,000)	¥5,700 (▼¥180)

3. 【A案】の料率によるシミュレーションの結果

(1) 全体の状況

		増加	増減なし	減少	計
世帯数		↑13,561世帯	7,121世帯	▼19,738世帯	40,420世帯
世帯の割合		33.55%	17.62%	48.83%	100.00%
保険料/世帯		¥168,600	¥79,141	¥147,267	¥142,422
増・減の 平均	額	↑¥2,766		▼¥12,063	▼¥4,963
	割合	↑1.02%		▼10.80%	▼4.93%
増・減の 最大	額	↑¥74,500		▼¥590,500	
	割合	↑9.24%		▼94.66%	

(2) 事例

①介護納付金がなく、かつ従前に資産割がない場合の例)

世帯所得	1人	2人	4人
0円	¥20,400⇒¥20,400 (±¥0 ±0.00%)	¥31,800⇒¥31,800 (±¥0 ±0.00%)	¥54,600⇒¥54,600 (±¥0 ±0.00%)
100万円	¥127,900⇒¥128,400 (↑¥500 ↑0.39%)	¥144,600⇒¥145,000 (↑¥400 ↑0.28%)	¥150,600⇒¥151,100 (↑¥500 ↑0.33%)
500万円	¥483,900⇒¥487,600 (↑¥3,700 ↑0.76%)	¥521,900⇒¥525,500 (↑¥3,600 ↑0.69%)	¥597,700⇒¥601,300 (↑¥3,600 ↑0.60%)

②介護納付金(最大2名)があり、かつ従前に資産割がない場合の例

世帯所得	1人	2人	4人
0円	¥24,800⇒¥24,900 (↑¥100 ↑0.40%)	¥38,900⇒¥39,100 (↑¥200 ↑0.51%)	¥61,700⇒¥61,900 (↑¥200 ↑0.32%)
100万円	¥154,600⇒¥158,300 (↑¥3,700 ↑2.39%)	¥175,500⇒¥179,300 (↑¥3,800 ↑2.17%)	¥174,300⇒¥178,000 (↑¥3,700 ↑2.12%)
500万円	¥581,400⇒¥604,600 (↑¥23,200 ↑3.99%)	¥628,400⇒¥651,900 (↑¥23,500 ↑3.74%)	¥704,200⇒¥727,700 (↑¥23,500 ↑3.34%)

(3) メリット

- ①介護納付金がなく、所得がない世帯の保険料は変わらない。
- ②介護納付金がない世帯への影響(保険料の増加率)は1%未満である。
- ③介護納付金がなく、従前、資産割がかかっていた世帯の多くは保険料が減少する。
- ④繰越金を投入しないため、緩和措置の規模縮小による保険料の段階的な増加がない。

(4) デメリット

- ①所得割がかかる世帯は保険料が増加する。
 - ②世帯の所得が高くなるほど保険料の増加率が大きくなる。
 - ③介護納付金がある世帯は保険料の増加率が大きい。
- ※いずれも資産割の廃止による保険料の減少が所得割の増加を上回る世帯を除く。

4. 【B案】の料率によるシミュレーションの結果

(1) 全体の状況

		増加	増減なし	減少	計
世帯数		↑1,073 世帯	423 世帯	▼38,924 世帯	40,420 世帯
世帯の割合		2.65%	1.05%	96.30%	100.00%
保険料/世帯		¥545,575	¥770,923	¥119,697	¥137,818
増・減の 平均	額	↑¥9,892		▼¥10,207	▼¥9,567
	割合	↑1.40%		▼9.30%	▼8.92%
増・減の 最大	額	↑¥70,600		▼¥594,900	
	割合	↑8.70%		▼94.81%	

(2) 事例

① 介護納付金がなく、かつ従前に資産割がない場合の例

世帯所得	1人	2人	4人
0円	¥20,400⇒¥19,100 (▼¥1,300 ▼6.37%)	¥31,800⇒¥30,400 (▼¥1,400 ▼4.40%)	¥54,600⇒¥52,900 (▼¥1,700 ▼3.11%)
100万円	¥127,900⇒¥122,300 (▼¥5,600 ▼4.38%)	¥144,600⇒¥139,500 (▼¥5,100 ▼3.53%)	¥150,600⇒¥146,500 (▼¥4,100 ▼2.72%)
500万円	¥483,900⇒¥470,300 (▼¥13,600 ▼2.81%)	¥521,900⇒¥507,900 (▼¥14,000 ▼2.68%)	¥597,700⇒¥583,000 (▼¥14,700 ▼2.46%)

② 介護納付金（最大2名）があり、かつ従前に資産割がない場合の例

世帯所得	1人	2人	4人
0円	¥24,800⇒¥23,700 (▼¥1,100 ▼4.44%)	¥38,900⇒¥38,000 (▼¥900 ▼2.31%)	¥61,700⇒¥60,600 (▼¥1,100 ▼1.78%)
100万円	¥154,600⇒¥152,600 (▼¥2,000 ▼1.29%)	¥175,500⇒¥174,600 (▼¥900 ▼0.51%)	¥174,300⇒¥174,000 (▼¥300 ▼0.17%)
500万円	¥581,400⇒¥587,700 (↑¥6,300 ↑1.08%)	¥628,400⇒¥635,300 (↑¥6,900 ↑1.10%)	¥704,200⇒¥710,500 (↑¥6,300 ↑0.89%)

(3) メリット

- ① 介護納付金がないすべての世帯の保険料が減少する。
- ② 介護納付金がある世帯のうち、所得が170万円未満の世帯は保険料が減少または同額となる。
- ③ 介護納付金がなく、従前、資産割がかかっていた世帯は保険料が更に減少する。

(4) デメリット

- ① 介護納付金があり、所得が170万円以上の世帯は保険料が増加する。
- ② 繰越金を投入するため、緩和措置の規模縮小による保険料の段階的な増加がある。
- ③ 介護納付金がある世帯は所得が高くなるほど保険料の増加率が大きくなる。

明 国 諮 第 2 号
平成29年10月24日

明石市国民健康保険運営協議会
会 長 片 山 貴 文 様

明石市長 泉 房 穂



普通徴収に係る国民健康保険料の納期の変更について（諮問）

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第11条の規定に基づき、明石市国民健康保険事業の運営に関する重要事項として、下記事項について諮問いたします。

記

1. 普通徴収に係る国民健康保険料の納期の変更

普通徴収に係る国民健康保険料の納期について、現在、本市は「6月から翌年3月までの各月末日の年10回」として

いる。
しかし、6月の当初賦課（保険料を決定し、通知する時期）までに所得を把握する必要があるため、申告書の行き違いがあり、前住所地への所得の照会結果が申告内容と異なる場合は保険料が変更となる等、市民に不要な負担が発生している。

また、保険料率の改定について、従来は前々年中の所得等の見込み値を基に試算し、3月議会に上程のうえ、国民健康保険条例を改正していたが、平成30年度より新たに納付金方式が導入されるため、5月下旬に判明する所得額等の確定値に基づき保険料率を試算し、6月議会で改定する流れに改めなければ、納付金に過不足が生じ、保険料の賦課における公平性の確保が困難となる。

よって、上記の問題を解決するため、普通徴収に係る保険料の納期を現在の「6月から翌年3月までの各月末日の年10回」から「7月から翌年3月までの各月末日の年9回」に変更することについて諮問する。

協議事項 普通徴収に係る国民健康保険料の納期の変更について

1. 概要

現行は「6月から翌年3月までの年10回」としているところ、以下の理由により、国民健康保険が都道府県単位化となる平成30年度より「7月から翌年3月までの年9回」に変更しようとするもの。

(理由1)

現行は6月に当初賦課（毎年度の保険料を決定して通知する）を行うため、5月末までに被保険者の所得を把握する必要があるが、市民税非課税世帯に対しては簡易申告書の送付等により所得の把握を図っているが、確定申告を行った人への申告書の「行き違い」が発生している。また、転入者の前住所地への所得の照会は毎年6月から開始されることとなるが、照会の結果が申告内容と異なる場合には、一旦決定した保険料が変更となる「二度手間」など、市民に不要な負担が生じているが、7月に当初賦課を行うことで、このような「行き違い」や「二度手間」が発生しなくなるため。

(理由2)

現行は見込み値に基づき試算した保険料率案を3月議会に上程し、保険料率を改定しているが、平成30年度より新たに納付金制度が導入されることとなるため、確定値に基づき試算した保険料率案を6月議会に上程し、保険料率を改定する流れに改めなければ、保険料の賦課における公平性の確保が困難となるため。

2. 前回の運営協議会（平成29年8月開催）で出された意見

- ・7月賦課であれば、正確な保険料を賦課できることとなるため、反対する理由がない。
- ・7月賦課もやむなしと思うが、納付回数が減少することにより負担感が増すため、分割納付等の要望にもきめ細かく対応してほしい。
- ・納付回数の減少については事前の丁寧な周知が必要である。

3. 県下の状況

納期	市	町	計
6月～	8	1	9
7月～	21	11	32
合計	29	12	41